

令和8年4月24日

DJS 保護者の皆様

ドバイ日本人学校

校長 加藤 達子

インフルエンザに罹患した場合の対応について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、インフルエンザ罹患の場合のガイドラインが、下記のとおりドバイ保健局と確認されております。

つきましては、感染拡大防止のため、下記の内容につきましてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- (1) 37.5 度以上の発熱がある場合は、欠席させていただきます。
- (2) かぜ症状がある場合は、マスクを付けて登校するようにご配慮をお願いします。
- (3) インフルエンザが疑われる症状の場合には、病院を受診し、医師の指示に従って療養をお願いいたします。
- (4) インフルエンザの検査結果が陽性の場合には、下記の書類の提出が必要になります。
 - ① 病院で出してもらった罹患証明書（診断書）
※発症日と、いつから登校可能かどうかを明確に書いていただけてください。
 - ② 本校の書式による罹患証明書
- (5) インフルエンザ症状が治まっても、薬の服用のない状態で平熱となり、最低でも24時間経過したのち登校が可能となります。新しいガイドラインによれば、1日～4日の静養が必要です。また本校の学校医によれば、発症後3日、解熱後2日が望ましいとのことです。